

利用者負担額(保育料)に関する説明会における Q&A

No.	質問	回答
1	認可外保育所は無償化の対象施設となるのか。	保護者の方が就労等の理由で保育の必要性があると認定される場合は、3～5歳児については、3万7,000円までの範囲で無償化されます。
2	認可保育所を利用している場合、無償化に関する手続きを行う必要はあるのか。	無償化に関する手続きは必要ありません。9月下旬に、市から無償化となった旨の通知をいたします。
3	保育料の算定方法を所得税から住民税に変更すると、所得税は累進課税ですが、住民税は一律の税率(10%)なので、保育料算定方法を所得税ベースから住民税ベースに変更することで、保育料が上がってしまう階層ができるのではないのか。	<p>所得税ベースから住民税ベースの変更による影響が少なくなるよう、階層移動の少ない「順序プロビット法」(注1)を用いました。ただし、ある階層以下では「順序プロビット法」ではなく「年収推定法」(注2)を適用することが望ましいことから「順序プロビット法」と「年収推定法」を併用して利用者負担額を設計しました。</p> <p>注1 順序プロビット法・・・一定の数式に基づいた方法 注2 年収推定法 ……所得税から年収を推定し、それを基に住 民税額を対応させる方法</p>
4	無償化が開始されるから保育料の見直しを行うのか。	平成26年当時の審議会では、従来どおりの所得税をベースとした基準のままとすることが妥当とされましたが、今後適正な応能負担に資するため、さらなる審議が進める必要があるとされていました。審議会においては、無償化を保育料の見直しは切り離して議論が行われました。

5	他自治体で、東京都独自の他子世帯軽減制度と同様の制度を行っているところはあるのか。	東京都だけと思われます。
6	利用者負担表に記載されている金額は、父母の市民税所得割額を合計した金額ですか。	そのとおりです。
7	保育料の算定方法の変更により、市の歳入は減少しますか、それとも増加することになるのか。	利用者負担等の変更により、保育料が値上がりする方と値下がりする方がいますが、全体としては市の歳入は減少すると試算しています。
8	なぜ、副食費は無償にならないのか。	<p>国制度では、3～5歳児の主食費については、これまでも利用者負担とされていましたが、国立市では、市の単独補助を行うことで、保護者から徴収しないこととしていました。</p> <p>また、国の幼児教育無償化の議論のなかで、食材料費は保育園や幼稚園といった施設の種別を問わず生じる費用であること等から、主食費・副食費とも、保護者負担とされることとなりました。</p> <p>国立市は、主食費については、市の単独事業を継続することで無償とし、副食費については、国の考えに則り、保護者の負担とさせていただくこととする方針です。</p> <p>なお、0～2歳児については、現行のとおり保護者負担はありません。</p>

9	現行の利用者負担表(所得税ベース)の場合は、どの資料を確認すると保育料がわかるのか。	確定申告書や源泉徴収票から確認できます。
10	副食費の金額は保育園が決定するのか。また、副食費は保育料と同じように、住民税額により変更になるのか。	各保育園が決定します。また、副食費は住民税額により変動せず一律となります。(ただし、年収360万円未満相当の世帯とすべての世帯の第3子の場合は免除となります。)
11	新しい利用者負担額はいつから適用になるのか。	令和2年4月から適用になります。
12	現在2歳の子は、来年は3歳になるので無償化の対象となり、保育料は0円となるのか。	そのとおりです。
13	保育料に算定方法が所得税ベースから住民税ベースになることによって、保育の入所選考基準が変更になりますか。	今回の変更は保育料の算定方法等の変更なので、入所選考基準に影響はありません。